

新潟県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月14日

新潟県知事 米山 隆一

新潟県規則第6号

新潟県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県福祉のまちづくり条例施行規則（平成8年新潟県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第2条、第6条関係）			
区分	公共的施設	公共的施設	特定公共的施設
建築物 (略)	20 事務所等 (略)	(1) (略) (2) <u>ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第2項に規定するガス小売事業、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらに係る営業所</u> (略)	(1) (略) (2) <u>ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第1項に規定する一般ガス事業、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第1号に規定する一般電気事業及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらに係る営業所</u> (略)
	(略)	(略)	(略)

別表第3（第4条関係）

別表第3（第4条関係）

1 建築物（コンビニエンスストアを除く。）に関する整備基準

整備項目	整備基準
(略)	
2 廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)	(1)～(3) (略) (4) 主たる利用経路を構成する廊下等は、前3号に定めるもののほか、次に掲げるものとする。 ア・イ (略) ウ 1の項第2号イに定める出入口及び8の項第2号に定めるエレベーターの昇降路の出入口に接する部分は、その前後に高低差がないこと。 エ (略)
(略)	
12 授乳場所等	(1) 別表第1建築物の部8の項第1号に掲げる公共的施設(母子健康包括支援センター及び母子・父子福祉施設に限る。)、同部10の項に掲げる公共的施設、同部20の項第1号に掲げる公共的施設(保健所及び市町村保健センターに限る。)並びに同部24の項に掲げる公共的施設は、授乳及びおむつ交換のできる場所を設置するとともに、次に掲げるものとする。 ア～ウ (略) (2)・(3) (略)
(略)	

1の2～5 (略)

別表第3の2 (第4条関係)

小規模施設に対する人的支援の代替措置基準

整備項目	人的支援を代替措置とする場合	代替措置基準
(略)		
4 便所	(略)	(略)
4の2 敷地内の通路	敷地の状況又は建築物の構造	次の各号のいずれかに該当し、かつ、建築物を管理する者等の介助等により、

1 建築物（コンビニエンスストアを除く。）に関する整備基準

整備項目	整備基準
(略)	
2 廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)	(1)～(3) (略) (4) 主たる利用経路を構成する廊下等は、前3号に定めるもののほか、次に掲げるものとする。 ア・イ (略) ウ 1の項第2号イに定める出入口及び8の項第11号に定めるエレベーターの昇降路の出入口に接する部分は、その前後に高低差がないこと。 エ (略)
(略)	
12 授乳場所等	(1) 別表第1建築物の部8の項第1号に掲げる公共的施設(母子健康センター及び母子・父子福祉施設に限る。)、同部10の項に掲げる公共的施設、同部20の項第1号に掲げる公共的施設(保健所及び市町村保健センターに限る。)並びに同部24の項に掲げる公共的施設は、授乳及びおむつ交換のできる場所を設置するとともに、次に掲げるものとする。 ア～ウ (略) (2)・(3) (略)
(略)	

1の2～5 (略)

別表第3の2 (第4条関係)

小規模施設に対する人的支援の代替措置基準

整備項目	人的支援を代替措置とする場合	代替措置基準
(略)		
4 便所	(略)	(略)

<p>高齢者、障害者等が移動することが可能であること。 (1) 傾斜路に手すりを設けること。 (2) 主たる利用経路を構成する出入口を、建築物を管理する者等が常時勤務する受付等から容易に視認することができるようにすること。 (3) 道等から主たる利用経路を構成する出入口までの経路において、建築物を管理する者等と通話することができる機能を有する設備を設けること。</p>	<p>上、別表第3の1の表6の項第4号エの整備基準によることが困難な場合</p>	
(略)	(略)	(略)
(略)	<p>敷地の状況又は建築物の構造上、別表第3の1の表10の項第1号から第3号まで及び第5号の整備基準によることが困難な場合</p>	<p>7 案内板等 敷地の状況又は建築物の構造上、別表第3の1の表10の項第1号及び第5号の整備基準によることが困難な場合</p>
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

